

令和7年度第3回伊勢原市国民健康保険運営協議会

令和7年12月22日

[事務局] 保険年金課

[開催日時] 令和7年12月22日(月)午後7時～午後8時30分

[開催場所] 伊勢原市役所3階 第3委員会室

[出席者]

(委員) 森久保会長、前場副会長、齊藤委員、野地委員、錦織委員、亀山委員、  
宇賀神委員、山口委員、武田委員

(事務局) 宮川健康づくり担当部長、石川保険年金課長、森国保係長、松原主査

[公開可否] 公開

[傍聴人] なし

《協議会の経過》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直しについての協議

(2) その他

4 閉 会

—開会—

【事務局】 ただいまより、令和7年第3回伊勢原市国民健康保険運営協議会を開催します。

本日は、定数9名に対して出席者9名で過半数を超えておりますので、伊勢原市国民健康保険運営協議会規則第3条の規定に基づき、本日の協議会が成立しておりますことを申し上げます。

開催に先立ちまして、説明事項が1点ございます。会議内容につきましては、原則公開となっております。会議当日の傍聴人による傍聴や会議録は市のホームページで公開の取扱いとなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

本日は傍聴人はおられませんことを御報告申し上げます。

それでは、次第に基づきまして、会長より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いいたします。

【会 長】 会長挨拶ということで、一言御挨拶を申し上げます。

本日は第3回目の運営協議会になりますが、皆さん、年末の御多忙のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

前回、市長より諮問を受けました「伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直し」について、今回は賦課割合を考慮した詳細な試算結果の提示があるということですので、事務局より説明をお願いして議論を進めていきたいと思っております。

委員の皆様のご忌憚のない御意見を聞いて議事を進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきますが、ここで資料の

確認をさせていただきます。事前資料として送付させていただいているところではございますが、お手元にありますでしょうか。

(資料の確認)

それでは、次第の3の議題に入る前に、今後の進め方について提案したいと思えます。

本日の会議では、市長からの諮問事項となります保険税率の改定及び賦課割合（応能・応益割合）の変更について、賦課割合に基づいた複数の試算ケースをお示しいたします。皆様からの御意見、御審議をお願いしたいと思います。

最終的な取りまとめについては、来月1月、県から確定係数による国保の事業費納付金が示され、納付金額が変更される可能性もあることから、年明けの次回協議会で、本日、御意見としていただいた内容に基づき、最終試算を御提示して結論を得たいと考えております。

それでは、次第3の議題に入りたいと思えます。議長につきましては、通例により会長がなることとなっておりますので、会長、よろしく願いいたします。

【会 長】 それでは、皆様の御協力の下、議事を進めてまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

今、事務局から協議の進め方についての提案がありましたが、基本的には提案のありました内容で進めていきたいと思えますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、第3番の議題(1)の「伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直し」について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料1を御覧ください。別紙も併せて説明しますので、御用意いただければと思えます。

まず、資料1、1ページめくっていただきまして、裏面、目次になっております。3ページ目から御説明いたします。

最初、こちらの資料1を使いまして、今回、試算しました結果の保険税率や、金額を主に見ていきます。詳細な内容につきましては別紙にて御説明したいと思います。

まず、今回は令和8年度税率等改定の試算ということで、4つのケースで試算しております。

まず、(1)ケース1につきましては、令和8年度の試算結果の比較元として、令和7年度における税率にて本算定時点のデータに基づいて試算を行ったものになっております。

次に、(2)ケース2につきましては、令和8年度の保険税必要額の見込額を基に、応能・応益割合をおおよそ56対44になるように行った試算となっております。所得割の税率、均等割及び平等割について引上げを行った試算となっております。

続きまして、(3)ケース3につきましては、同様に令和8年度の保険税必要額の見込額を基に、応能・応益割合をおおよそ57対43になるように行った試算となっております。所得割の税率、並びに均等割、平等割について引上げを行うとなっておりますが、後ほど説明しますが、引上げとならないものもございますので、併せて説明します。

最後、(4)ケースの4です。こちらについては、参考のケースということにはなり

ますが、令和18年度、県内保険料水準の完全統一に向けまして、令和15年度までに適用するとされている、県の示す市町村標準税率に基づく試算となっております。参考として試算したものを載せています。

続けて、4ページ、試算ケースごとの賦課総額・税率になります。

(1) 保険税賦課総額の算出ですが、数字が欠落しているところがありまして、申し訳ございません。委員の皆様には先にお配りした資料の中で、一番下の行、令和8年度試算④のところの構成割合の列の3つ目、介護分のところが空白になっていますが、こちらは8.79%となります。申し訳ございませんでした。

保険税賦課総額の算出ということで、こちらについては試算システムのほうで試算をするにあたって必要になってくる数字となります。細かな説明については省略させていただきます。

続きまして、(2) 令和8年度の試算にあたっての被保険者数、世帯数ということで、前回、第2回でお示した令和7年度と令和8年度被保険者数等の推計値となっておりますが、今回、改めて試算するにあたって、赤字で表記のある18歳以上被保険者数(子ども分)について、被保険者数や世帯数と整合をとり、改めて推計し直した数字となっております。

令和7年度の18歳以上被保険者数としては1万5,274人となっており、令和8年度の推計値としては1万4,718人となっております。

次に、所得の伸び率です。こちらについては1.0ということで、今回の試算においては、備考欄にあります。令和7年度の試算値と同様の伸び率としています。

その下に赤字で書いてありますが、試算に用いる課税対象所得につきましては、令和7年度の税制改正において、給与所得控除の最低額の引上げがあり、給与収入が190万円以下の場合、現在55万円の控除額が65万円に引上げとなります。今回の試算においてはこのことも考慮した形になっておりますが、次回に最終試算を行う際には、改めて税制改正の影響等を精査しまして、伸び率に反映するような形で試算します。今回はあくまで課税対象所得に対して影響額の調整を行ったものとなっております。

では、5ページ目、(3) 年度毎の税率と均等割額及び平等割額となります。令和8年度の税率等について、ケース毎に試算システムにて算定した結果となっております。ただし、新しい賦課区分の子ども・子育て支援納付金につきましては、この資料を作りました12月17日時点で、まだ試算システムが対応していないため、県が提示している都道府県の標準税率を参考にしたものとなっております。

また、県からの令和8年度の事業費納付金確定係数の提示は1月上旬となりますので、最終的な試算と税率等の検討については次回ということになります。

こちらの表では、黄色の行が令和7年度の現行の税率になっており、現行の税率と比較して試算2、試算3、試算4をそれぞれ比較したものとなっております。

まず、試算2の医療分から見ますと、所得割については、現行6.37%から0.42ポイント増の6.79%の試算結果となっております。均等割については、2万5,900円から1,300円増の2万7,200円。平等割につきましては、現行1万8,200円から1,000円増の1万9,200円といった試算結果となっております。

同じように、試算3の医療分を見ますと、試算3では、応能・応益割合57

対43ということで、応能部分を1分引き上げておりますので、そこに違いが出ています。所得割で見ますと、令和7年度に比べて0.54ポイント増で、試算2よりも引上げ幅は大きくなっており6.91%、均等割につきましては700円増の2万6,600円、平等割については300円の増の1万8,500円となっています。こちらにも、応能・応益割合の違いによって、試算2と比べて試算3のほうは所得割の引上げ幅が大きく、逆に均等割、平等割については、試算2に比べて試算3のほうが、引上げ幅が小さくなっています。

後期高齢者支援金等分、介護納付金分においても同様に、試算2、試算3それぞれで計算した結果になっており、今回、令和7年度と比べて、事業費納付金が増額になりましたが、主に医療分について事業費納付金が増加しています。後期分と介護分についてはあまり変わらなかったということもありまして、医療分に比べると微調整レベルでの見直しということになっています。

試算2と試算3について、後期分で比べますと、所得割につきましては、試算2には0.09ポイントの引上げ、試算3では0.14ポイントの引上げになっています。一方で、均等割と平等割について、試算2では、それぞれ200円と300円の引上げがありますが、試算3につきましては、こちらは据置きということで、見直しは生じない試算結果になっています。

介護分につきましては、所得割は、試算2は0.12ポイントの引上げ、試算3は0.16ポイントの引上げになっています。均等割、平等割につきましては、試算2ではそれぞれ100円ずつの引上げになっていますが、試算3の均等割、平等割につきましては、マイナスの調整を行っています。そうすることによって、応能部分を引き上げて、応能・応益割合のバランスを少し変えているということになります。全ての税率、均等割等で引上げを行ったわけではなくて、据置きのもの、逆に引下がることも試算結果としては生じています。

子ども分について、今回、追加になった区分で、県が提示している都道府県の標準税率を参考にしております。所得割の税率は0.28%です。均等割につきましては、都道府県では1円単位で算定していますが、伊勢原市では100円単位で設定し算定しておりますので、それぞれ1円単位のものを100円単位に見直しています。

子ども分の均等割が2段の表記になっていますが、子ども・子育て支援納付金分については、均等割について全ての被保険者分と18歳以上の被保険者分とで2つに分かれています。県より示されている標準税率としましては、一番下の試算4になりますが、被保険者均等割として1,756円、18歳以上被保険者の均等割として91円になっています。

ただし、18歳未満被保険者については、この均等割は軽減されますので、実質的には18歳以上の均等割額となります。1,700円と100円ということに分かれています。18歳以上は1,800円の均等割が賦課されると見ていただければと思います。

最後に試算4です。神奈川県が提示する伊勢原市の市町村標準税率となっております。医療分で見ますと7.16%、均等割では3万1,265円、平等割は1万9,505円といった金額が提示されています。現行の税率から比べますと、所得割で0.96ポイントの差、均等割では約6,000円近い差があり、標準税率で示されている税率では、伊勢原市の現行税率と比べると高い水準にあります。

では、これらの税率、金額等を基に試算した令和8年度の試算結果になりますが、今回、子ども・子育て支援納付金分の試算は、本来、試算システムを使って試算する予定でしたが、まだ対応できていないため、この6ページの表では、県から提示されている子ども・子育て支援納付金分の事業費納付金や保険税、その賦課総額といったものから試算したものになります。

試算した結果、右側の表にあります1人当たりの保険税額は、3,838円になっています。第2回では、この1人当たりの保険税額、子ども・子育て支援納付金分については3,894円ということで御提示していましたが、県から提示された数字に基づいて改めて計算して、18歳以上の被保険者の見込み数も見直しをしておりますので、それらを基に改めて試算した結果では約50円下がったという試算結果になっております。

先ほど5ページで試算した税率等により計算した結果が7ページということになります。それぞれの令和7年度比較用の試算と、試算1、試算2、試算3、試算4といった試算ケースに応じた試算結果ということになっていまして、賦課総額につきましては、後ほど出てきます被保険者1人当たりの保険税額の計算で参照する金額になります。

その2つ隣の保険税必要額について、保険税額の収入見込額ということで、賦課総額に対して収納率を掛けた数字になっており、保険税収の見込額になります。後ほど説明します収支状況の見込額の金額として参照するものになっています。

表の一番右端、応能・応益割合となっているところです。試算2については56対44、試算3については57対43を目指した保険料率の設定ということになっており、試算結果においても、各区分で、小数点の数字で出ておりますが四捨五入しますと、目指しているとおおり、試算2については56対44、試算3については57対43という割合になっています。

また、参考としまして、試算4、県が示す市町村標準税率での試算結果は、およそ55対45という割合になっています。

これらの賦課総額、保険税額を基に、次のページで、どのぐらいの引上げ幅になったのか、令和8年度の1人当たりの年間の保険税額と引上げ率で見ていきます。

一番右端の被保険者の平均という列を見てください。令和7年度と比較しまして、試算2につきましては、差額として9,440円、8.25%の引上げ幅となっております。試算3につきましても、応能・応益割合はそれぞれ違いますが、総額としては基本的には同じ金額になるように試算しておりまして、差額としては9,485円と、引上げ幅としては8.29%とほぼ同じ結果となっております。

第2回の試算時においてはケース2に該当する試算を行っており、8.54%の引上げ幅となっておりました。その際の試算結果より引上げ幅は少し小さくなっておりまして、その理由としましては、歳入歳出の収支の差が、前回の試算では、収支のほうで歳入が600万円ほどプラスになる試算になっておりました。より精度を上げまして、歳入歳出の収支、なるべくゼロに近づくような形で試算した結果、引上げ幅もそれに伴って少し小さくなったという結果になります。

試算4、こちらは参考情報ということにはなりますが、神奈川県が示す市町村標準税率により試算した結果です。令和7年度と比較しますと2万958円の増となり、18.33%の引上げ幅ということで、試算2、試算3の引上げ幅に比べて倍以上の

差があるといった結果になっています。いずれ市町村標準税率に近づけていく必要がありますが、すぐには追いつけないような差があるということが分かります。

これらの結果を基に、次のページでは、税率改定した場合の各試算ケースにおいて、令和8年度の収支状況の見込みを整理しています。ケース2、ケース3と、参考にケース4の3つのケースとなります。試算ケース2とケース3の2つのケースをお示ししていますが、いずれのケースにおいても、税率改定した後の令和8年度において、収支の差としましてはプラスになっているということで、その不足が解消されている状況になっています。

表で見ますと、②番の保険税額の収入見込額に対して事業費の不足額が生じるものにはなっています。不足額がそれぞれ約4億9,000万円ということですが、その他の繰入金や基金、繰越額を活用し、最終的には収支としてはプラスとなっております。

今回、試算した結果におきましては、一般会計からのその他の繰入金も3,000万円の縮減を行いつつも、基金保有額の目標値、これについては事業費納付金の5%以上ということで、示されている事業費納付金を基に計算しますと、約1億3,200万円の基金の保有残高が必要になってくるということにはなりますが、この表にありますとおり、約1億5,400万円の基金の保有額も見込め、基金保有額の目標も達成できるものになります。

参考にケース4ですが、仮に県の提示している市町村標準税率で賦課し、保険税収入があった場合、どういった収支の状況になるのかということになりますと、②番の保険税収入見込額に対して不足額が約3億2,000万円で、やはり不足が生じる状況ではありますが、収支の差としては、1億6,800万円ほどプラスになります。令和8年度に見込んでいる2億7,000万円の一般会計からの繰入れについてはより縮減ができることになり、ゼロ円にすることはできませんが、決算補填目的と言われる、解消しないといけない部分は解消が実現できる税率となります。最終的には県の示すような市町村標準税率を目指していく必要があるかと思えます。

ここまでが、この資料1で示しました試算結果ということになります。

続きまして、別紙について御説明します。別紙1について、最初に伊勢原市の国民健康保険加入者の特徴や傾向について見ていただくということで御用意しております。

別紙1につきましては、令和7年度、今年度の本算定時点の試算結果における、所得割の課税対象となる所得の所得階級別世帯人員別世帯分布ということになっています。まず、左側の分布表を御覧いただければと思います。こちらは、横に、左から右に向かって世帯数、国民健康保険の加入者の人数、その世帯に対しての、1人世帯から10人世帯、10人以上ということで、1世帯における加入者になっておりまして、縦に所得階級ということで、それぞれ世帯の所得割を計算するに当たって参照する所得階級ということになっています。所得階級の一番上は未申告の方です。未申告からゼロ円、一番下が1,000万円を超えるということで、それぞれの分布となっています。

表の一番下と一番右に赤いグラフが書かれていますが、こちらにつきましては、令和7年度における国民健康保険の世帯数1万1,675人に対しての割合になっていまして、赤いグラフの幅が広いほど構成割合が高いということになります。

世帯における国民健康保険の加入者数の特徴として、一目瞭然であると思いますが、1人世帯となる一番下を見ていただきますと見ますと70.8%となっていて、全体の7割が1人世帯ということになります。2人世帯についても21.8%となり、合わせますと92.6%、国民健康保険の世帯のうち9割以上が1人世帯と2人世帯が占めているということになります。

ここでいう1人世帯とは、住民票上の1人世帯ではなくて、あくまで国民健康保険に加入している人の世帯ということになりますので、例えば御夫婦の世帯であっても、国民健康保険に加入している人が1人であれば1人世帯となります。その点については御注意いただければと思います。

所得につきましても、43万円以下については、これは未申告者も含んでということにはなりますが、所得割としてはゼロ円となる所得の階級になります。合計しますと42.5%、約4割の世帯については、所得割が計算されない世帯ということになります。

また、左の表と同じ内容が右の棒グラフで示されていて、所得がゼロ円で1人世帯といった階層が一番ピークになっておりまして、あとは所得が高くなるにつれて低く分布されていくといったような傾向になっています。

このグラフや表から見るように、国民健康保険の加入世帯の特徴としては、1人世帯と2人世帯が9割以上を占めているといったことと、未申告世帯を含む所得43万円以下の世帯が42.5%ということで、低所得の世帯の比率が高いといったことが分かるものになっています。

続いて別紙2です。似たような図とグラフになっていますが、こちらについては均等割と平等割の7割、5割、2割軽減の判定を行うための所得、軽減判定所得の階級別世帯人員別の分布を表しています。

分布の内容としては、軽減判定所得ということで、先ほどの所得割の所得と違い、国民健康保険加入者ではない世帯主、擬制世帯主と言われる世帯の方の所得も含んでいますので、先ほどの所得よりは少し高い数字になっています。

この分布表の中で色分けしているところがありまして、7割軽減、5割低減、2割軽減ということで、その所得と世帯の人数によって軽減の対象となる範囲があります。それぞれイメージとして、7割軽減の対象、5割軽減の対象、2割軽減の対象になるといった範囲を色分けして示しているものになっています。

こちらは、参考情報ということになりますので、所得や国保の加入者の世帯人数のほかに、もともと国民健康保険の加入者で、今は後期高齢者医療の制度に加入している人、いわゆる旧国保被保険者といった方も軽減判定の要素にはなってきますが、こちらの表では考慮されていませんので、実際の数とは少し異なるものになっています。

ちなみに、こちらの表で軽減判定の枠内に入っている、軽減所得の枠内に入っている人数で見ますと、5,124人ということになっていますが、実際の試算結果では5,607世帯ということで、こちらの表よりは軽減世帯は多くなっております。

令和7年度の試算用データにおける軽減世帯ということで、具体的な数字で申し上げますと、7割軽減の世帯につきましては3,142世帯、5割軽減では1,244世帯、2割軽減は1,221世帯で、合計すると5,607世帯となり、全体1万1,675世帯のうちの約48%を占めており、半分近くが軽減対象世帯ということになります。

右側の棒グラフ、別紙1のグラフと比べますと、所得ゼロ円のところにピークがあるということには変わりはありませんが、そのピークの度合いが緩やかになっており、世帯主の所得も含まれますので、別紙1の課税対象所得では3,000人を超えていましたが、こちら、軽減判定所得にでは2,000人超となっていて、ややなだらかに分布しています。

先ほどの繰り返しになりますが、別紙1、別紙2、併せて見ますと、伊勢原市の国民健康保険の加入者の特徴としましては、やはり所得の低い方が多く、1人世帯、2人世帯といった世帯人数が少ない世帯といったものが全体の多くを占めており、その世帯の約5割が軽減対象世帯となるといった特徴があります。

続きまして、別紙3、こちらは、各種試算ケースごとに、試算結果、所得割の税率、均等割額、平等割額及び賦課割合をまとめた表になっています。子ども・子育て支援納付金分が未対応ということで記載されていませんが、次回の最終試算においては記載する予定になります。それぞれ医療給付費分と後期高齢者支援金等分、介護納付金分と、ここに子ども・子育て支援納付金分が加わるような形で最終試算の結果でお示しできたらと思っております。

こちらの表につきましては、計算結果の詳細を確認するための基礎資料という位置づけとなりまして、先ほどの資料1で御説明した内容と同じものになっておりますので、説明は割愛させていただきます。

最後に別紙4です。令和7年度の現行税率と令和8年度の各試算ケースの比較ということで、世帯構成や世帯所得別にそれぞれ比較した表となります。この表においては、賦課額の中に子ども・子育て支援納付金分も含んだ試算結果として比較したものになっています。

こちらの別紙4が本日の試算結果の説明に当たってのメインの資料ということになりますので、じっくり見ていただけたらと思います。細かい表になっていて申し訳ございません。表の構成としましては、1人世帯から4人世帯までの中で、それぞれの世帯数に占める割合の多い世帯構成をピックアップして、11パターンに分けています。

3段の構成になっていまして、左から右に、上から下に移るに従って世帯人数が多くなる構成となっています。一番上の段の左、1人世帯と、その次は40歳以上の1人世帯、2人世帯、次に3人世帯、最後に4人世帯と。1人から4人世帯の代表的な世帯構成で試算しています。加えまして、1人世帯、2人世帯といった各世帯の中に、所得階級や軽減割合を考慮し、世帯構成毎に6種類の試算を行っています。

まず黄色の行がケース1、現行税率における賦課結果となっていて、令和7年度の結果に対してケース2、ケース3、ケース4とそれぞれ令和7年度に対しての引上げ幅を計算しています。

表の見方としましては、各ケースの金額の下に、左から右に伸びるデータバーといいますが、グラフが書かれているかと思えます。こちらのデータバーの幅が長いほど、令和7年度から各試算ケースにおいて引上げ率が大きくなります。それぞれの世帯構成の中でも、どの所得階級や軽減が適用される所得層において影響を受けやすいかといったことが分かりやすくなっているかと思えます。

参考情報としまして、それぞれの世帯構成、1人世帯(A1)といった表題の下に赤色の文字で割合が書いてありますが、1万1,675世帯のうち、この例で書いて

ある世帯構成が何%の割合となるか、といったことを参考情報で示しております。

では、試算結果を見ていきますと、データバーの色が青色のケースが、試算ケース2ということで、現行の賦課割合と同じ56対44で試算したケース、オレンジ色のデータバー、こちらが試算ケース3ということで、賦課割合を57対43で試算したケースとなっています。最後に、試算ケース4、赤色のデータバーになっていますが、県の示す市町村標準税率で試算したケースということになります。

まず、青色のバー、ケース2の傾向を見ていきますと、引上げ率、パーセントで書いてあるところの最少は5.75%で一番下の段、4人世帯の左の7割軽減が対象となってくる世帯です。こちらが5.75%の引き上げとなり、このケース2の中では一番引上げ率の低かった世帯構成及び所得層となります。

一方で、最大の引上げ率となっているのは、1人世帯(A1)の所得515万円の階級で、8.90%となっており、ケース2の中では一番引上げ率が高い世帯構成及び所得層となります。

パーセントで見ますと、やはり所得が高くなるほど令和7年度からの引上げ率が大きくなる傾向があります。先ほど申しあげましたように、引上げ率は最小で5.75%、最大で8.9%ということで、その差は約3ポイントとなっております。同じ世帯構成、例えば1人世帯で見ますと、同じ世帯構成の中でも一番引上げ率が低い7割軽減では7.78%と、所得515万円では8.90%ということで、世帯内での所得の違いによる差については、大体1ポイントから2ポイント程度の差となっており、あまり差がないこととなります。所得がない方から所得のある方まで、引上げ幅は大体1ポイントぐらいに収まっており、どの所得層間でも同じぐらいの引上げ幅になっていることが分かります。

続いて、ケース3、オレンジ色のデータバーになります。引上げ率の最少は3.11%で、世帯構成では1人世帯の(A2)、7割軽減となる所得層です。一方で、最大となっているところが、その隣、1人世帯(A1)の515万円。ここが10.22%ということで最大となっております。

ケース3においても、ケース2と同様に所得が高くなるほど引上げ率が大きくなる傾向がありますが、その差で比べてみますと、最小3.11%に対して最大10.22%となり約7ポイントの差が開いています。ケース2では3ポイントでしたので、より差が開いていることが分かります。同じ世帯構成で見ましても、所得の少ない方、多い方についてその差を比べると、4ポイントから6ポイント程度の差となっており、ケース2と比べると、同じ世帯構成であっても所得によって引上げ率の差が大きく、所得に応じた負担の傾斜度合いが大きくなっていることが分かります。

続いて、子ども・子育て支援納付金分の影響が、実際、どれぐらいの金額で現れているのかといった観点で見たいと思います。これにつきましては、4人世帯のところでその差が分かるように試算をしております。4人世帯は2種類あるかと思いますが、4人世帯(D2)と、その隣、4人世帯(D2')と2つ並べております。この4人世帯の違いは、左の列の4人世帯が40歳以上の両親がいて、18歳未満の子供が2人いる世帯。右の列の4人世帯が、両親40歳以上に加えて子ども2人ですが、18歳以上、19歳や20歳の方、そういった年齢の子どもがいる世帯を想定しております。

子ども・子育て支援納付金分の影響を金額の差で見ますと、例えば所得515万円

の層では、子ども・子育て支援納付金分のみがその差となりますので、いずれの試算ケースにおいても、例えばケース3で見ますと、18歳未満の子どもが2人いる世帯構成では所得515万円の階級で76万1,300円となります。一方、18歳以上の子どもがいる世帯構成では76万4,900円となり、その差が3,600円です。18歳以上の被保険者が2名増えるということにより金額に3,600円という差が生じています。先ほど税率のところでお示しした子ども・子育て支援金の1人当たりの均等割額1,800円といった試算結果がありましたが、このことが影響しており、均等割額1,800円が2名分増えたことにより、3,600円の差が生じているということになっています。全体の賦課額に比べると、この子ども・子育て支援納付金の影響は相対的には大きくはないかとは思いますが。

最後に、試算ケース4となります。県の示す市町村標準税率に基づいた試算結果ということで、試算ケース2、ケース3と比べると、データバーの伸び幅が広がっているのが分かるかと思えます。令和7年度と比較して、より引上げ率が大きくなっていきます。

県の示す市町村標準税率は、応能・応益割合が結果的に55対45になり、現行の56対44や、見直し後の57対43に比べて応益割合の比率が高いものになっていきますので、令和7年度と比較すると、ケース2、ケース3では所得の高い層のほうが引上げ率も大きいといった傾向がありましたが、県の示す市町村標準税率ではその逆で、所得の低い層のほうがより引上げ率が大きくなるという、逆の傾向が見られます。

県の示す市町村標準税率を採用する場合には、このケース4相当の税率まで引き上げる必要が出てくることと、応能・応益割合も、令和15年度に向けてということにはなりますが、県の算定する賦課割合に合わせる必要があります。

ということで、ケース2からケース4の試算結果を見てきましたが、引上げ率から見ますと、やはり賦課割合を57対43とした試算ケース3のほうが、より所得の少ない方に配慮をした税率設定となるかと思えます。

令和8年度の税率改定につきましては、税率改定に加えまして、子ども・子育て支援納付金分という新たな賦課も生じることになりますので、被保険者1人当たりの増減についても、令和6年度から令和7年度の改定時に比べて3ポイントほど高い引上げ率になっていることもありまして、令和8年度の税率設定においては、より低所得者に配慮した賦課割合であることが望ましいのではと考えます。

別紙1から別紙4までの資料については以上となりますが、別紙4の表についてしばらく御覧いただき、何か御質問、御意見等がありましたら後ほど賜りたいと思います。

資料1の最後のページ、10ページです。こちらは、保険料水準統一に向けたスケジュール（案）となっておりますが、神奈川県国民健康保険運営方針において保険料水準統一に向けたロードマップが示されておりまして、そのロードマップを基に作成したものとなっております。

こちらの内容は、第1回のときからお話ししている内容と変わらないものではありません。まず、令和7年度のところに、現時点ということで赤い線で示しております。ロードマップでは神奈川県では令和18年度で完全統一を目指しておりまして、令和15年度からは、準統一といったような言い方をしますが、完全統一に先駆けまして、

県が示す市町村標準税率で市町村は算定することになります。

中ほどの緑色で示していますスケジュールで、保険料算定方法等の整理すべき個別課題、例えば法定外繰入金や、収納率の格差といったようなことを各市町村と協議しながら取扱いを統一していく流れになっています。

あと、青色で示している部分は、伊勢原市としてどのような動きとなるのかというスケジュールです。まず、税率改定については、まず令和6年度、令和7年度と2年連続で行っています。令和8年度においても、子ども・子育て支援納付金の算定もありますので、3年連続にはなりますが、改定を予定しているところになります。

今後につきましては、財政状況等に応じてということにはなりますが、毎年、税率改定の必要の有無といったものを検討して、ゆくゆくは県の示す市町村標準税率の採用を目指しながら段階的に引き上げるという方向での検討になるかと思えます。

そのため、令和8年度で税率改定を行いまして、令和15年度までの約6年間の間に県の示す市町村標準税率や賦課割合、算定方式に合わせていくといった改定の方向性になるかと思えます。

令和15年度からは、市町村の保険料（税）率は県が設定するということとなりますので、市町村が決めるのではなくて、県が示したものを採用していくこととなります。

一番下になりますが、一般会計からのその他繰入金の削減ということで、こちらについても、県のほうでも協議事項ということにはなっておりますが、完全統一した際には、一般会計からのその他繰入金については基本的にゼロ円にするといった方向性に従いまして、市の目標としましては、毎年3,000万円ずつ縮減していくというように進めております。そうすることによって、完全統一までにはゼロ円にできる見込みとなり、令和8年度につきましても、令和7年度に比べて3,000万円縮減した2億7,000万円を繰り入れることで試算しています。

それでは、資料1についての説明は以上となります。

【会 長】       ありがとうございました。

ただいま事務局から、議題1の「伊勢原市国民健康保険税の税率等の見直し」について、説明がありました。

それでは、幾つかの試算ケースが示されましたが、委員の皆様、何か御意見、御質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

【委 員】       税率ということではなくて、一般会計からの繰入金は、これはこれで認められているというふうに取り扱っていいですかね。スケジュールに記載された金額で推移していくということでもいいですか。

【事務局】       伊勢原市として。

【委 員】       ええ。

【事務局】       そうですね。財政当局のほうとは、減らすという方向では調整はしていますが、少なくとも3,000万円という目標の中で縮減していくというところではあります。令和8年度については、今見込んでいる数字で当初予算として要求しているという状況ではあります。

【委 員】       分かりました。ちょっとそれがすごく気になって、ここで議論をして、結果、繰入れができないとかになるとまた大きく変化が生じてしまう。

【事務局】       毎年3,000万ずつ減らしていきますという方向は出させていただ

いていまして、来年度についても、令和7年度が3億円なので、令和8年度の予算要求段階だと2億7,000万円に下げて要求をしている。当然、議決を得ないと確定にはならないですけど、財政当局との調整はしているという形です。

【委員】 分かりました。いろんな自治体で、この繰入金を早め早めでゼロにしていくような動きがあるので、ちょっと心配だったという。このようにできれば一番よかったです。

【事務局】 そうですね。やはり縮減することで保険税率に反映してきますので、やはりそれを一気にゼロというところはなかなか難しい。被保険者の方に対してはなかなか難しい部分があるので徐々にという形ですけども、減らさないといけない。国や県に対しても計画的に下げていきますという形です。

【委員】 分かりました。すみません。ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。委員、いかがでしょうか。

【委員】 まず、今日の資料を見させていただいて、伊勢原市は軽減に該当するような世帯が5,600世帯ほどあって、半分近くある。すごい人数が軽減になっているし、あとゼロ円というのが恐ろしく多い。どうやって生活しているのかなと思って。近隣の市町村でも同じ割合なのか、もし分かったら教えてもらいたいです。

何で心配しているかという、応能の割合をだんだん増やすのは仕方がないと思うけれども、けれど、よそがそうじゃなければよそへ流れてしまうのではないかなど、収入がある人たちが。そうすると、どんどん貧乏になってしまうのではないかと、ちょっと心配します。

【事務局】 まず、所得がゼロ円というのは、先ほど申し上げたように、世帯の所得ではなくてあくまで国保に加入している人の所得ということにもなりますので、本当にゼロ円の方もいらっしゃいますし、加入者ではない世帯主が別にいらっしゃって、その方と生計をともにして暮らしているという方も含んでいますので、全員が全員ゼロ円というわけではありません。もともと扶養に入っていた人が社会保険を外れて、そういった方は所得がなかったりします。そういった方も世帯主は別にいますが所得がゼロ円の対象となったりします。あとは、本当に収入がない方、仕事を辞めてしばらく休職して収入がない方もいて、何かしらの経済的支援は受けているのでしょうか、そういった方が多いというのが国保加入者の傾向であって、恐らく、伊勢原市が突出して多いというわけではないと思います。

【事務局】 どちらかという、やはり定年をされて入ってくる方であるとか、会社を辞められて、一部の期間、加入している方がやっぱり多いので、どうしても所得が低い方が多いというのは、日本全国の国保でそういう傾向だと思います。どこの市町村もなかなか厳しいということで、伊勢原市だけが突出して多いというわけではないと思います。近隣も同じような傾向にはなっていると思います。

【事務局】 そこは比較してちゃんと数字を比べられたわけではないですが、国民健康保険全体でこういった傾向があるというふうに捉えていただくのがいいかもしれません。

【委員】 もう1点いいですか。すみません。子育て支援、これは何で国保から取るのですか。テレビとか見るといかにも国債でやるような感じに聞こえてくるのだけど。

【事務局】 まず、国が示しているのは、国保だけではなくて医療保険から全世代

で負担をしていくという考え方なので、国民健康保険加入者も、後期高齢者医療保険、75歳以上の方の保険でも負担をしていただく。全世代で担う、負担をしていくという考え方があります。

【会 長】 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

【委 員】 応能・応益割合を変えて、さっきの説明で、いわゆる57対43にして、若干低所得者のほうに軽減されるというような効果があるという話ですけど、またここで子育て支援金とかが入ってきて、そういうのが打ち消されるような気がします。せっかくこちらのほうで応能・応益割の見直しをやっても、新たなそういった負担が生じる。市民の方に説明というのがちょっと難しくなるのではないかという気がします。医療費のほうもどんどん高くなれば、医療分についてもどんどん上がっていくという形になりますから、その辺、ちょっと市民の方にも丁寧に説明していただきたいというのがあります。

【会 長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委 員】 ここで初めて聞いた言葉なので、応能・応益割合ってありますよね。それ、ちょっと意味を聞いてもいいですか。

【事務局】 応能・応益割合というのは、まず国民健康保険が必要とする保険税、賦課総額といいます。その中で、所得に応じて課税する部分と、加入者の人数や世帯数に応じて固定の金額で課税する部分というのが2種類あります。所得に応じたものが応能割で、1人当たり、世帯当たりというものが応益割になります。

例えば伊勢原市で仮に20億円ぐらいの賦課総額を必要とした場合、50対50という基準がもともとあって、所得に応じて課税する応能分の比率を上げると、全体の賦課総額は変わりませんので、1人当たり・1世帯当たりの応益分が減っていきます。そうすると、所得が少ない方や所得がない方に対しても応益分は必ず課税されてしまいますので、その割合を下げると所得の少ない方に対しての負担も少なくなります。応益分を下げることによって所得の少ない方の負担を減らしていくという、そういう考え方です。

【委 員】 分かりました。ありがとうございます。

【会 長】 それでよろしいですか。ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委 員】 先ほどもお話がありましたけれども、軽減の部分でいうと5,600世帯ほど、48%ほどというお話がありました。応能・応益をケース3で見たときには、1人世帯の上昇率3.11%のA2のところと比べて、A1の上昇率10.22%の給与収入のある方との差の部分が出るのはしょうがないかなと思うのですが、トータルの、先ほどお話がありました。国保として集めるべき額が変わらないという形であれば、要するに5,600世帯という人たちが多いというのは、10.22%引上がる人たちが負担する金額というのが大きくなっていくということでしょうか。

【事務局】 そうですね。応能の割合を変えることによって、所得がある方に負担していただいて、逆に収入の少ない方の負担を軽くすることなので、収入がある方の負担が大きくなってしまおう。

【委 員】 そうすると、先ほど委員のお話もありましたけれども、所得が高い層にばかり負担が行ってしまう、人口数が多いところだとそこまででもないのかもしれませんが、その辺も考えながらやらないといけないのかなと思います。

【事務局】 近隣市の状況も踏まえて、ということにはなります。県の標準が55対45ということで、そこに近い市町村はやはり多いです。一方で、神奈川県の中で人口の比率が多い政令市では60対40というところもありますので、近隣とのバランスも見ながら、ずっと上げ続けるのか、一旦、どこかで止まってということも考える必要があります。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【委員】 まず1つ目の質問で、市町村標準保険税率を令和15年までに、上げていくということですが、資料の8ページの前年度の1人当たりの被保険者平均で、前年度との比較で、例えばオレンジの部分、12万3,845円。前年と比べて9,485円増えると。引上げ率は8.29%ですけれども、これでも件が示す標準保険税率までには追いつかないということですよ。そうすると、あと何年かで追いつかせていかなきゃいけないという、そういう認識ですか。

【事務局】 考え方的にはそうなります。

【委員】 そうすると、毎年、何%ずつ引上げていくのでしょうか。

【事務局】 難しいのは、令和15年度も同じ水準とは限らなくて、あくまで令和8年度で見たときの県の市町村標準税率ということなので、来年度どうなるかというのがあります。少なくとも、今、伊勢原市では法定外の繰入れや基金の繰入れをしながら、保険税収以外の財源を活用しながら保険税率の引上げを抑えているというところがあります。令和15年度に向けては、活用できる額も減るといった制約も出てくると思いますので、そういったことを考えると、やはり上げていくということにはなるのかと思います。

【委員】 そうすると、もっと引上げ率が大きくなるというケースも、可能性だけでなく、実際に出てくるように思いますか。

【事務局】 可能性はありますが、あくまで令和7年度基準で約18%の差があります。令和8年度に8%上げるとすると、8%上げた状態と標準税率を比べますので、その差はどんどん縮まっていきます。そういった形で段階的に引上げをするということにはなりません。

【委員】 それなりの大きな数字になりそうですか。

【事務局】 そうですね。

【委員】 なるほど。分かりました。

それで、この大きいほうの別紙の4の部分、委員からもお話があった応能・応益について、例えばAの1のオレンジ部分の比較、差額800円とありますが、これは年間800円ですか。

【事務局】 年間800円です。

【委員】 月7、80円ぐらい上がる。それで、その一つ上の青色のところでいくと1,400円というのが月100円ちょっとというふうな考え方でいくと、やっぱり低所得層の方々が厳しいというのも分かりますが、このオレンジのところの上昇率4.44%と10.2%では、所得の高い層の方々とそれなりの差がありますし、青いところでいくと、7.78%と8.90%の引上げ率であれば許容できるかなと考えます。所得の多い少ないであまり差があるというのもいかがなものかなという、印象を受けました。

【会 長】 ありがとうございます。いかがでしょう。

【委 員】 国や県からの助成、補助というのは当てにはならないのでしょうか。市町村の負担が増えていくという形ではなくて、国や県にもっと負担してもらえないのでしょうか。標準税率の問題もあると思いますが、統一に向けて各市町村で上げていくという形しかないのでしょうか。

【事務局】 そうですね、そういったお話もやはりありまして、今ある制度の中で国・県なりで負担している部分もありますが、それに加えてもう少し国のほうから財政的な支援が得られないかといったようなことは、市町村や都道府県から国に要望しているところになります。

【委 員】 ありがとうございます。

【会 長】 よろしいですか。いかがでしょう。

【委 員】 私もあまり全てちょっと理解してないですけど、完全統一に向けてという間だけ、応能・応益の比率を各市町村が考えられますけれども、統一となったらば県が決めるということですか。

【事務局】 そうですね。

【委 員】 県が決めるということですね。

【事務局】 そうです。

【委 員】 そうなると、市町村での役割というのはなくなって、県に統一されて、県がこういう率を考え、あるいは県の予算で補填するとかという形になるんですかね。そうなれば、こういった今の協議会の持つ役割というのは、令和18年度でなくなるということですか。

【事務局】 そこまでは県は言ってないですけど、基本的にはおっしゃるとおり、県のほうで保険税率、賦課割合も全て決めるので、協議会で議論するということは、なくなると思います。示されたものに対して、神奈川県内、どこに住んでいても、同じ所得、同じ加入者の人数であれば同じ金額になるので、県が決めたものを市町村の条例に反映することになります。

【事務局】 税率の決定は県が行いますが、賦課そのもの、市町村が賦課をするという原則は変わらなくて、市町村の条例で定めることになるので、条例改正はしないといけないというのはあります。

【委 員】 協議会というのは、県に統一されるまでの間にいろいろと審議をしますよね、それは令和18年度までの役割になりますか。

【事務局】 税率改定について議題に関しては、ということになります。ただ、そのほかに計画や国民健康保険制度に関しての審議事項というのがあってと思います。税率改定だけで言えばあまり議論していく余地がなくなってくるというのは確かにあるとは思いますが。

【委 員】 いずれにしても、大きい流れとしては統一されるという流れがまずあるということですね。それに向けてという大前提ですね。それで議論をしていくということですね。分かりました。

【事務局】 賦課割合とかもまだ市町村で決めているところもあるので、委員の皆様は御意見をいただきながら、市としてどういうふうにしていこうかというのを、議論していく必要があると思います。

【委 員】 ありがとうございます。

【会 長】 ありがとうございます。

いろいろと委員の皆様から御意見が出ていますが、まだ御意見ありますでしょうか。いかがでしょうか。

【委 員】 意見というか、市町村の標準税率の55対45って、これで決まっているのですか。

【事務局】 これは数字で決まっているのではなくて、あくまで神奈川県が言うのは、応能分については全国の所得水準を1として、神奈川県の所得水準に応じて変動していくものになります。それが、結果として55対45という数字であり、今後、変わる可能性はあります。

【委 員】 先ほど政令市が60対40という話がありましたが、人口の比較で見ると、横浜市の人口だけでも、圧倒的に政令市が多いわけですが、そのあたりは影響してくるでしょうか。

【事務局】 先ほどのスケジュールでお示したように、協議事項というのが何点かあって、令和7年度の段階で、今、決まっているのが算定方式、平等割や均等割とか所得割といった算定方式。今、まだ3方式ですが、標準税率を採用する際には2方式に統一するというのが、協議事項としては決まっています。あとは賦課割合について、何対何というのが決まっているのではなくて、所得水準を基準として、1対所得水準とういった形で決めていく。今の段階では、協議済みとして決まっています。

これは覆る可能性もあるかもしれないですけれども、一応、県として市町村と協議したという、合意したという位置付けのものになっています。これが今は55対45ですけれども、55が54、56というふうに、数字が動く可能性はあるとは思いません。

【委 員】 55対45になれば、さらに繰入れするお金が多くなるのではないかと思いますか。

【事務局】 そうですね。軽減額が増えてしまう。応益部分の金額が増えますので、軽減対象者が変わらなかったとしたら、その分、軽減額が増えてその分は国・県との負担は増えることになります。

【事務局】 今、2方式となっているのが、主に政令市です。4方式はもうなくなりました。

【事務局】 ほかは基本的に3方式となっている。ただ、伊勢原市は、子ども・子育て支援基金については、県が2方式としているので、先行して2方式とする予定です。

【委 員】 各市町村の繰入金について、例えば伊勢原は一般会計から繰り入れています。もう既に繰り入れていないところもありますよね。

【事務局】 ないところもあります。

【委 員】 今、保険税率を引き上げても、例えば伊勢原市はまだ保険税に関して魅力がある、と見えるようなところはないですか。

【事務局】 一応、そういう調べの資料はありますが、令和7年度時点で言うと、県内19市中、伊勢原市はまだ1人当たりの平均保険税額見ると下から3番目かもう少し上の位置。政令市とはかなり離れています。市町村によって財政の状況はありますが、まだ低い位置にはあります。いずれ合わせないといけないので、下がる市町村もあれば、一方で上がるところもあり、最終的には一つになります。

【委員】 分かりました。現在の順位的に考えると、税率改定してもほかの市に移るってことはないかと。

【事務局】 各市町村、税率改定を行うと思います。基本的には改定せざるを得ない状況かと。ただし、標準税率を既に採用しているような市町村もありますので、そういった市町村はもう県に従って上がったり、下がったりとなります。子ども・子育て支援金という要素と、事業費納付金増加という要素があるので、ここで据置きというのは難しいと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。いかがですか、全体を通して。

【委員】 なかなか難しいですね。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに何か質問、御意見等ございませんでしょうか。

いろいろと質問、御意見をいただいておりますけれども、意見等も出尽くしたようでもあります。本日は、賦課割合に基づく試算ケース2と3を決めなければならないということですが、事務局、再度、もう一度、ケース2と3の説明をお願いします。

【事務局】 ケース2については、これは現行税率、令和7年度に採用している、目指すところの賦課割合と同じ応能応益割合になっていることとなります。ケース3のほうは、57対43ということで、応能部分を少し引き上げて、より所得の少ない方に対しての引上げ率というものを考慮したものと見直すものになっています。

今回、方向としましては、別紙4にありますように、56対44、ケース2のほうは、あまり所得の多い、少ないによらず、どちらかというところと等しく引き上がっているような傾向があるかとは思いますが、一方、ケース3のほうは、意図しているところでもあります。より所得の少ない方については引上げ率も低くして、所得のある方には少し負担をしていただくという考え方で、試算結果としても反映されているということになっていると思います。

事務局としましては、当然、いろいろ御意見もあるところで、あまり差をつけすぎると負担感というもの、不公平感が生じるのではないかと、県の目指す賦課割合と離れてしまうということの懸念事項もあるかとは思っております。

そのため、将来的に見れば県の賦課割合に近づくような形での税率改定が望ましいとは思いますが、しかし、令和8年度だけ見ますと、やはり子ども・子育て支援納付金分を新たに算定していくということで、負担が生じる要素が増えている。これは所得の多い方、少ない方にかかわらず等しく負担が生じていくものになりますので、ほかの区分も税率改定していく中で、やはり低所得者を考慮した、より所得の少ない方の負担が少なくなるような割合といったものが事務局側としては望ましいのかなという考え方ではございます。

【会長】 ありがとうございます。

委員、いかがでしょう、今の事務局の提案を受けて。

【委員】 そうですね、最終的には県のほうに合わせていくということを考えると、確かにそうなのかなという気がします。子ども・子育て支援金ありきということですので、致し方ないという気もします。

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。委員、いかがでしょう

か。

【委員】 近づけると言われましたが、どのような考えなのかと。

【事務局】 将来的には近づいていく必要があるかなと思いますが、一旦、令和8年度については子ども・子育て支援納付金分という新たな算定というものがある中で、より所得の低い方を考慮した形での応能・応益割合の改定というものが望ましいかなというふうには考えています。

【委員】 57対43、ケース3。分かりました。

【会長】 よろしいですか。

次の委員、いかがでしょうか。

【委員】 事務局の案で賛成します。

【会長】 次の委員、いかがでしょう。

【委員】 そうですね、57対43でよろしいかと思います。

【会長】 次の委員、いかがでしょうか。

【委員】 同じでいいと思います。

【会長】 次の委員、いかがですか。

【委員】 私も同じで、事務局の考え方に賛成します。

【会長】 次の委員、いかがでしょうか。

【委員】 私も事務局の案で賛成します。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 そうですね。いずれ県のほうへ近づけるという形になるでしょうから、やむを得ないと思います。

【会長】 今、各委員の皆様様の御意見を聞きまして、賦課割合はケース3の57対43ということで、ケース3の税率改定をすることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございます。

皆さん、各委員の同意を得ましたので、この議案に関してはこれで終わりにしたいと思います。

以上の結果に基づきまして、次回協議会では、提示いただきます最終試算を基に御意見をいただき、答申案を取りまとめていきたいと思っています。

ほかに何かございませんでしょうか。

ないようでしたら、(3) その他について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】 その他の報告事項はございません。

【会長】 報告事項はないとのことですので、ここで議題の審議は終了し、議長の職を解かさせていただきます。

委員の皆様方には、議事進行に当たりまして御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】 会長、ありがとうございました。

委員の皆様、活発な御審議ありがとうございました。

今回は、県からの確定係数による国保納付金が提示されます。それに基づきまして、本日いただきました意見を反映した形での最終試算を御提示します。

なお、本日の会議録につきましては、作成の後、あらかじめ会長の承認を得た上で、

委員の皆様には郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして第3回国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日は大変お疲れさまでした。

— 了 —